

独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標変更 新旧対照表 (案)

赤字・下線部は改正部分

中期目標 (変更案)	現行中期目標	備考 (理由)
<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標 (以下「中期目標」という。) を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構 (以下「機構」という。) は、独立行政法人日本学生支援機構法 (平成 15 年法律第 94 号) において、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程 (以下「大学等」という。) における学生支援の中核機関として、(i) 学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、(ii) 大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii) 留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが求められているところである。</p> <p>「第3期教育振興基本計画」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) においては、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学支援と、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れの推進や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行も踏まえた障害のある学生の修学機会の整備の推進などのきめ細やかな学生支援の充実が求められている。他方で、学生等の就職率が好転するほか、大学独自や様々な主体による就職支援が行われるなど状況は大きく変化している。</p> <p>現在、我が国では、<u>所得の低い世帯の子供たちほど大学への進学率が低く、最終学歴によって平均賃金に差があることを踏まえると、低所得世帯の者が安心し</u></p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標 (以下「中期目標」という。) を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構 (以下「機構」という。) は、独立行政法人日本学生支援機構法 (平成 15 年法律第 94 号) において、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程 (以下「大学等」という。) における学生支援の中核機関として、(i) 学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、(ii) 大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii) 留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが求められているところである。</p> <p>「第3期教育振興基本計画」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) においては、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学支援と、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れの推進や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行も踏まえた障害のある学生の修学機会の整備の推進などのきめ細やかな学生支援の充実が求められている。他方で、学生等の就職率が好転するほか、大学独自や様々な主体による就職支援が行われるなど状況は大きく変化している。</p> <p>現在、我が国では、<u>最終学歴によって平均賃金に差がある中、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低く、格差の固定化を防ぐためにも高等教育のアク</u></p>	

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p data-bbox="107 188 949 416"> <u>て子どもを産み育てていくためには、高等教育のアクセスの機会均等を進め、格差の固定化を防ぐことが重要である。こうした観点から、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、少子化の進展に対処するため、真に支援が必要な低所得世帯の者の修学に係る経済的負担が軽減されるよう、給付型奨学金の大幅な拡充に対応することが求められる。</u> </p> <p data-bbox="107 485 949 713"> 機構は、学生支援に関する事業を包括的に実施してきた機関として、これらの要請に応え、業務の能率的・効率的な運営を基本方針としつつ、拡大する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待される。 </p> <p data-bbox="107 730 949 810"> 以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。 </p> <p data-bbox="147 1031 344 1058"> （別添）政策体系図 </p> <p data-bbox="107 1177 309 1204"> II 中期目標の期間 </p> <p data-bbox="107 1225 949 1305"> 中期目標の期間は、平成31年(2019年)4月1日から<u>令和6年</u>(2024年)3月31日までの5年間とする。 </p>	<p data-bbox="974 188 1816 368"> <u>セスの機会均等の充実が必要であり、また、少子化の進展への対処としても、子育てや教育に係る費用負担の軽減等が求められており、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、低所得世帯を対象とした高等教育無償化に係る施策が2020年4月に実施されることが示された。</u> </p> <p data-bbox="974 485 1816 713"> 機構は、学生支援に関する事業を包括的に実施してきた機関として、これらの要請に応え、業務の能率的・効率的な運営を基本方針としつつ、拡大する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待される。 </p> <p data-bbox="974 730 1816 810"> 以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。 </p> <p data-bbox="996 831 1809 962"> <u>※ 国会において大学等における修学の支援に関する法律案が成立した際には、真に支援が必要な低所得世帯の修学に係る経済的負担を軽減するため、給付型奨学金の大幅な拡充に対応することに寄与することが求められる。</u> </p> <p data-bbox="1014 1031 1211 1058"> （別添）政策体系図 </p> <p data-bbox="974 1177 1176 1204"> II 中期目標の期間 </p> <p data-bbox="974 1225 1816 1305"> 中期目標の期間は、平成31年(2019年)4月1日から<u>平成36年</u>(2024年)3月31日までの5年間とする。 </p>	

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。</p> <p>（1）貸与型奨学金</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。</p> <p>奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。</p> <p>（1）貸与型奨学金</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。</p> <p>奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、</p>	

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>（2）給付型奨学金</p> <p><u>大学等における修学の支援に関する法律に基づく給付型奨学金については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき支給を行う。</u></p> <p><u>なお、平成29年度より実施している給付型奨学金については、令和2年4月以降、既に当該給付型奨学金を受けつつ修学している者で新たな給付型奨学金に移行しない者に対してのみ、経過措置として奨学金の支給を行う。</u></p> <p>また、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>（3）奨学金事業に共通する事項</p> <p>奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、<u>奨学金に関する周知や申込手続について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進、貸与奨学金に係る返還意識の涵養を適切に実施する。</u></p>	<p>その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>（2）給付型奨学金</p> <p><u>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を給付する。</u></p> <p><u>給付中においては、大学等との連携によって、奨学金の給付を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</u></p> <p>（3）奨学金事業に共通する事項</p> <p>奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、<u>奨学金制度に対する理解の増進や貸与奨学生に対する返還意識の涵養に向けた指導のため、一層の連携を図る。</u></p>	<p>新法に基づく給付と、経過措置としての給付を各々実施する旨を明記しました。</p> <p>奨学金事業の運営にあたって必要となる関係先との連携・協働を明記しました。</p> <p>（平成31年4月17日総務省事務連絡「今後の中（長）期目標変更にあたっての留意事項について」に基づき追記し</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、支給や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。</p> <p>【評価指標】</p> <p>1-1～1-4（略）</p> <p>1-5 給付型奨学金の的確な実施状況</p> <p>1-6 給付型奨学金における適格認定の実施状況</p> <p>1-7～1-8（略）</p> <p>【関連指標】</p> <p>1-A～1-C（略）</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>1-1～1-4（略）</p> <p>1-5 <u>大学等における修学の支援に関する法律に基づき実施される給付型奨学金においては、適切な審査に基づき真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し奨学金の支給を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。</u></p> <p><u>なお、平成29年度より実施している給付型奨学金については、令和2年4月以降、既に当該給付型奨学金を受けつつ修学している者で新たな給付型奨学金に移行しない者に対してのみ、経過措置として支給を行うこととしており、適切な適格認定を行い、真に支援を必要とする者に対し奨学金の支給を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。</u></p>	<p>さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。</p> <p>【評価指標】</p> <p>1-1～1-4（略）</p> <p>1-5 給付型奨学金の的確な実施状況</p> <p>1-6 給付型奨学金における適格認定の実施状況</p> <p>1-7～1-8（略）</p> <p>【関連指標】</p> <p>1-A～1-C（略）</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>1-1～1-4（略）</p> <p>1-5 <u>適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の給付を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。</u></p>	<p>ました)</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>1-6~1-8（略）</p> <p>1-A 約定に沿った期日ごとの返還により貸与原資を確保することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与型奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に97.3%<u>以上</u>とする。</p> <p>1-B~1-C（略）</p> <p>2 留学生支援事業（略）</p> <p>3 学生生活支援事業（略）</p> <p>【評価指標】</p> <p>3-1~3-3（略）</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>3-1~3-3（略）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>（1）一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（<u>奨学金事業業務経</u></p>	<p>1-6~1-8（略）</p> <p>1-A 約定に沿った期日ごとの返還により貸与原資を確保することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与型奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に97.3%とする。</p> <p>1-B~1-C（略）</p> <p>2 留学生支援事業（略）</p> <p>3 学生生活支援事業（略）</p> <p>【評価指標】</p> <p>3-1~3-3（略）</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>3-1~3-3（略）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>（1）一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（<u>奨学金貸与業務経費</u></p>	<p>事実誤認による修正です。</p> <p>効率化係数については財務省と調整中のため、申し訳ありませんが今後変わることがあ</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、平成35年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>（2）人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>（3）契約の適正化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。</p> <p>2 組織の効果的な機能発揮</p> <p>課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。</p> <p>3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p> <p>機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。</p>	<p>及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、平成35年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>（2）人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>（3）契約の適正化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。</p> <p>2 組織の効果的な機能発揮</p> <p>課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。</p> <p>3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p> <p>機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。</p>	<p>り得ます。</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>V 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 人事に関する計画</p> <p>機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成にかかる戦略的な方針を策定するとともに適正配置を図る。</p>	<p>V 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 人事に関する計画</p> <p>機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。</p>	<p>人材確保・育成にかかる方針の策定を求めることを明記しました。</p> <p>（平成31年4月17日総務省事務連絡「今後の中（長）期目標変更にあたっての留意事項について」に基づき追記しました）</p>